

政策 5 - 3

1. 政策名

電子政府実現に向けた行政情報化の推進

2. 政策の目標

(目標)

国民サービスの向上と行政運営の質的向上を図るため、e-Japan重点計画等に沿って、行政情報化を推進する。

(業績指標) 行政手続等の電子化の状況

(説明)

行政の情報化は、行政のあらゆる分野へのITの活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民や企業の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としています。

特に、国や地方公共団体等に対して、書類の提出という形で行われている行政手続について、そのオンライン化が実現されると、国民や企業が行政手続を時間的・地理的な制約なく行うこと、つまり、自宅や職場からインターネットを使って、原則として24時間行政手続を行うことが可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上すると考えられます。

行政手続のオンライン化を実現するため、金融庁では、所管する全ての申請・届出等手続について、国民や企業が自宅や職場からインターネットを使って金融庁のホームページにアクセスすることにより行政手続を行うことが可能となるシステムの整備等を計画的に行うこととしています。

3. 現状分析及び外部要因

行政の情報化は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策をまとめた「e-Japan重点計画-2002」(平成14年6月IT戦略本部決定)において、重点政策の一つに位置付けられています。また、その中で、各府省は、国民等と行政との間のすべての申請・届出等手続について、2003年度までのできる限り早期にオンライン化を実施することとされています。

II 重点政策5分野

- 1 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- 2 教育及び学習の振興並びに人材の育成
- 3 電子商取引等の促進
- 4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(4) 具体的施策

行政の情報化

ア) 国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進

 c) 行政手続の電子化

国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。

- 5 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

平成15年2月には、法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法律(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)が施行されました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融庁が所掌する申請・届出等手続の電子化については、「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」(平成14年8月 金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき計画的にシステム整備等を行っています。

基盤整備の状況

申請・届出等手続のオンライン化にあたって、基盤となるシステム等の整備状況は次のとおりです。

ア. 認証システムの整備

平成14年度に金融庁における認証システムの運用を開始しました。

イ. 申請・届出等手続の受付、結果通知等に係るシステムの整備

多数の申請・届出等手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム(汎用受付等システム)を平成14年度に整備しました。

ウ. 総合的文書管理システムの整備

文書の作成・取得から、庁内の配布、保存、廃棄までを電子的・総合的に管理

する総合的文書管理システムの運用を 14 年度に開始しました。

エ．情報セキュリティ

申請・届出等手続のオンライン化に当たっては、「金融庁情報セキュリティポリシー」(平成 12 年 12 月 金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき、その安全性、信頼性の一層の確保を図りました。

申請者等が利用しやすいシステムの開発

汎用受付等システムの開発にあたっては、申請者等(国民や企業)が利用しやすくなるよう、次のような工夫を行いました。

ア 申請書様式の提供

申請等を行う際の様式が法令等で定められている場合には、申請者等がその様式を金融庁ホームページのオンライン申請の画面から簡単に入手することを可能としました。

イ 申請・届出等手続の検索機能の充実

オンライン申請の画面に、キーワードによる手続の検索機能を設け、申請等を行う手続を簡単に探し出すことを可能としました。

ウ オンライン申請を行った手続に係る状況照会機能

オンライン申請を行った場合、金融庁における審査の状況を申請者等がオンライン申請の画面上で確認する機能を設けました。

(2) 評価

個別手続のオンライン化実施の状況

「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」では、金融庁に対して行われる原則全ての申請・届出等手続について、平成 15 年度までに、オンライン化を実施することとしています。

金融庁では、平成 15 年 6 月までに、金融庁に対して行われる申請・届出等手続 1,398 件¹のうち、約半数となる 700 手続について、オンライン申請が行えるように個別手続に係るシステムの開発を行い、その運用を開始しました。平成 13 年度以降のオンライン化の状況は下表のとおりです。

金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化の実施は、申請者等の利便性の向上に寄与するものであり、今後、オンライン申請が定着することによりその効果がさらに高まることが期待されます。

¹ 平成 15 年 6 月末時点の手続数であり、今後の法令改正等により変更があり得ます。

【資料 5 - 3 - 2 個別行政手続のオンライン化の状況】

(単位：件)

	13年度	14年度	15年度6月	合計
オンライン化 実施済み手続 数	4	652	44	700

5. 今後の課題

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するものであり、金融庁としても引き続き積極的に取り組んで行く必要があります。こうした中、今般、国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革、共通的な環境整備を柱とした金融庁電子政府構築計画が策定されたところであり、今後は、当該計画等に則し、電子政府の実現に向け、これまで以上の取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

特に、国民や企業と行政との間のすべての申請・届出等手続のオンライン化は、電子政府構築の一環として、平成15年度までに実施する必要があります。金融庁においても、引き続き、申請・届出等手続のオンライン化に取り組む必要があります。また、法令改正等により新たな申請・届出等手続が生じた場合は、平成15年度以降においてもそのオンライン化を実施していく必要があります。

さらに、申請者等の利便性の向上のため、オンライン申請受付の365日24時間化等所要の対応を図る必要があります。

なお、平成16年度において、法令改正による新規申請・届出等手続のオンライン化への対応、オンライン申請受付の365日24時間化等、申請者等の利便性の向上のため、予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

上述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、電子政府構築計画等に基づいて、国民の利便性・サービスの向上等の観点から、これまで以上の取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、個別行政手続のオンライン化の状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 申請・届出等手続オンライン化のための基盤整備の状況
- ・ 個別行政手続のオンライン化の状況

9. 担当部局

総務企画局総務課